

発表日 2022/01/21
タイトル 濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間
担当 健康福祉部 感染症対策局新型コロナ対策企画課
連絡先 企画調整班
TEL 054-221-2459



社会機能を維持するために必要な事業を実施する事業者様へ ～濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間～

新型コロナウイルス感染症の『濃厚接触者』として保健所から特定された方については、感染している可能性があるため、**原則10日間の自宅待機**をお願いしています。

社会機能を維持するために必要な事業に従事されている方が濃厚接触者になった場合、「事業継続のためにやむを得ず待機期間を短縮する必要がある」と事業者が判断した場合に限り、下記の2の条件を満たせば、待機期間を短縮することが可能です。

「社会機能を維持するために必要な事業」に当たるかどうかは、政府の基本的対処方針に記載されている「事業の継続が求められる事業者」を参考に**事業者自身が判断**してください。

制度の詳細や対象事業の参考例は静岡県ホームページを御確認ください。
本制度の活用に当たって、**保健所への確認・連絡は不要**です。**保健所へのお問い合わせはご遠慮ください。**

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/noukousesshokusha.html>



ホームページQRコード.png

1 待機期間について

	感染者と最後に接触した日からの日数(最終接触日は0日目)		
	0～5日目	6～10日目	11日目～
社会機能維持者	待機	条件付き待機解除 6日目のPCR検査等で陰性確認 6,7日目の抗原定性検査で陰性確認	待機解除
その他		待機	

※上記とは別に、医療従事者は、毎日の検査で陰性確認後には当日の医療に従事可

2 社会機能維持者の待機期間短縮の条件

- (1) 濃厚接触者の業務従事が、事業の継続に必要なこと。
- (2) 陽性者との最終接触日から期間を通じて**無症状**であること。
- (3) **検査(抗原定性検査、PCR検査等)**で**陰性**が確認されていること。
- (4) 事業者において**感染防止対策を徹底**すること。
- (5) 10日目までは業務従事以外の不要不急の外出を控え、公共交通機関の利用をできる限り避けること。

3 待機解除のための検査について

- ・検査は市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って、事業者自身が検査を行うか、自費検査を実施している機関で検査を受けてください。
- ・**検査費用は事業者負担**です。
- ・**薬局等で行っている無料検査を受けさせることはできません。**
- ・抗原定性検査キットは、医薬品卸売販売業者から購入可能ですが、事前に研修（厚生労働省HPのWeb研修）の受講が必要です。

種類	特徴	判定時間	待機期間の取扱い
核酸検出検査 (PCR検査)	遺伝子配列を検査 唾液で検査可	数日（検体郵送時） 検査時間は数時間	6日目に検査し、陰性確認 後から解除
抗原定性検査	たんぱく質を検査 唾液で検査不可	40分程度 その場で判明	6日目,7日目に検査し、両日 の陰性確認後から解除

※抗原定量検査は、民間で実施している機関が少ないため記載省略

4 注意点

感染者との最終接触日から6～9日目に発症する人も5%程度いると言われておりますので、地域の社会機能の維持に必要な場合や濃厚接触者が10日間待機しても事業継続が可能な場合は、原則どおり10日間の自宅待機をお願いします。